

高介発第001266号

平成28年1月18日

介護事業所 管理者 様

高齢介護福祉課長 菊地 徹

( 公 印 省 略 )

### 介護保険制度における個人番号を利用する申請書等の取扱いについて（通知）

日頃から、本市の介護保険行政の運営にご尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成28年1月から行政手続きにおける個人番号の利用が開始され、介護保険制度においても一部の申請書に個人番号を記入することになりますので、本市における取扱いについてお知らせします。

なお、厚生労働省老健局から、平成27年12月15日付事務連絡「介護事業者等において個人番号を利用する事務について（依頼）」が発出されていますのでそちらもご参照ください。

#### 1. 申請書等について

個人番号制度の導入に伴い、介護保険に関する各種申請書等に個人番号の記入欄を加えます。平成28年1月からは、新しい様式の申請書をご使用ください。

なお、当分の間は、旧様式（個人番号記入欄のない申請書）で申請をされても受理いたします。変更となる申請書は次のとおりです。

- 要介護認定・要支援認定等申請書
- 居宅サービス計画作成依頼等（変更）申請書
- 基準収入額適用申請書
- 負担限度額認定申請書
- 高額介護（予防）サービス費支給申請書
- 住所地特例施設 入所・退所連絡票
- 被保険者証等再交付申請書

#### 2. 各種申請書への個人番号の記載について

各種申請書には原則として個人番号を記載いただくこととなります。

しかし、介護保険被保険者は高齢者であること等を考慮し、被保険者の個人番号が把握できない場合には、個人番号の記載がなくても申請は受理します。

皆様方には、個人番号制度導入後も代行申請等について、ご協力をよろしくお願い致します。

#### 3. 代理人として申請する場合について

被保険者の個人番号が記載してある申請書を市の窓口へ提出する場合には、被保険者から代理権を授与された代理人となる必要があります。（申請書に個人番号の記載がない場合は、上記2のとおりです。）

代理権を授与された代理人が申請を行う場合で、個人番号の記載が可能な場合、窓口で「代理権」「代理人の身元」「被保険者の個人番号」の3点を確認します。確認に必要な書類等は次のとおりです。

(1) 利用者からの「代理権」の確認

ア 法定代理人・・・戸籍謄本その他その資格を証明する書類

イ 任意代理人・・・委任状または利用者の介護保険被保険者証など官公署から被保険者に対し一に限り発行された書類

(2) 代理人の身元の確認

代理人の介護支援専門員証、運転免許証など官公署が発行した顔写真入りの証明

(3) 利用者の個人番号の確認

利用者の個人番号カード、通知カード等

4. 3以外の場合について

(1) 被保険者が認知症などで意思表示能力が著しく低下しており、自身で申請書類の作成が出来ず、代理権の授与が困難な場合等には、各種申請書に個人番号の記載はしないで提出してください。

(2) 代理権のない「使者」として申請する場合

介護事業所等が書類作成に携わず、利用者が作成した個人番号が記載された申請書等を代理権がない「使者」として窓口提出する場合は、利用者の個人番号が見えないように、封筒に入れて持参してください。

なお、封筒には被保険者自身が次の3点を入れるようにしてください。

ア 利用者の個人番号が記載された申請書

イ 利用者の個人番号の確認できるもの・・・個人番号カードや個人番号通知カードの写し

ウ 利用者の身元確認できるもの・・・個人番号カード、運転免許証など官公署が発行した顔写真入りの書類の写し

5. その他

介護事業所が次のことを行うことは法令違反になる場合がありますのでご注意ください。

(1) 利用者から委任された権限の範囲を超えて個人番号を利用すること。

(2) 申請時に視認した利用者の個人番号を事業所に記録しておき、利用者の情報管理を行うこと。

(3) 個人番号が記載された申請書等の写しを事業所で蓄積すること。

(業務上の必要があつて申請書のコピーを残す場合は、個人番号の欄を黒塗りするなどして番号が判らないようにしてください。)

担 当：高齡介護福祉課 認定給付班

担当者： 坂本

電 話：096-328-2347

F A X：096-327-0855